

## ④地域づくり

## 行財政改革・大都市制度調査特別委員会 8月12日の協議に向けての質問事項

## 【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
1		区自治会 連合会	組織（構成・ 数）	区再編により広域になる区自治会連合会は、同一区の中で複数構成になるのか？区協議会や地域協議会等と連動・連携した組織構成とする必要がある。現行区の枠組み、連携体制をどうするかについて市としての考えはあるか？	区が広域になりすぎて、自治連として協議解決する課題が全市の自治連と変わらないものになるのではないのか？2区、3区にした場合は、全市の自治連との関係をどうするのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会と市は独立した関係であり、自治会組織のことは自治会が決定していくが、市自治会連合会の意向は、現行7区の自治会連合会組織の枠組みを継続することである。</li> <li>市が自治会と連携していくためには、区役所と行政センターが自治連に対応する7つの窓口になる。</li> </ul>	市民部	自民党
2		区自治会 連合会	組織（構成・ 数）	地域自治を司る区協議会や地域協議会等を2層構成にするため、区自治会連合会も2層構成にする必要があるのではないのか？学区や1層目の協議会との整合を図るのか？また、江東地区など区連合会と中学校区が合っていないところの再検討についてどう考えているか？	区自治会連合会を旧区地域での連合会とすると、違う区の地区自治会連合会での調整があると現状課題となっていた南区・東区・中区の区境の問題が発生しないか。また、区が違う様になった時に共通認識を持つことが維持できるのか疑問であり、どの様に調整できると考えているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>7区の自治会連合会の間における調整は、現状においても各会長が総合調整を会合にて行っているため、現状の立て付けでも不都合は生じないと考える。</li> </ul>	市民部	自民党
3		区自治会 連合会	組織	区協議会から地域協議会に変わるならば、新区単位の自治会連合会は不要との考えはないか？	市の自治会連合会があれば良く、新区での連合会は不要と考える。（内定後の議論で良い。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会と市は独立した関係であり、自治会組織のことは自治会が決定していくが、市自治会連合会の意向は、現行7区の自治会連合会組織の枠組みを継続することである。</li> <li>新区での連合会は設置しないと聞いている。</li> </ul>	市民部	市民クラブ
4		区自治会 連合会 地区自治会 連合会 単自治会	組織	自治会の負担が今より軽減されるように市と自治会連合会で調整すべきではないか？なるべく近いところで、相互の意思疎通ができるような仕組みを、行政センターに残すことが必要ではないか？	特別な提案が出てきていないと思うが、例えば、区協議会や地域協議会の設置の方法次第では、自治会長の負担がさらに増えることが予想される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>区役所を行政センターに変更しても現状の体制を維持していくため影響はない。</li> <li>旧区単位の自治会連合会の事務局（組織）もこれまでどおり区役所等に維持していく。</li> <li>協議会の階層や設置数を減らすことが負担軽減につながることを念頭に協議会の仕組みを検討すべきと考える。</li> </ul>	市民部	創造浜松

## ④地域づくり

## 行財政改革・大都市制度調査特別委員会 8月12日の協議に向けての質問事項

## 【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
5		区自治会 連合会	組織 分割の有無	浜松市自治会連合会からは、再編後も現在の区自治会連合会が分断されないように要望書が提出されているが、要望書に対する考え方についてはどうか？	区再編には、十分に浜松市自治会連合会の要望を取り入れ、分断されることがないように対応をすべきであり、前提条件もそのようであったと記憶している。 現状のラフな線引きでは、その辺りがはっきりしていないが、今一度、前提条件を共通認識とすべきであり、分断される「可能性」がある所を示し、事前に個別に説明をすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市自治会連合会の要望を尊重すべきと考える。</li> <li>要望書の要件を満たす区割り案はNo.2のみであり、その他の案に絞り込む場合には、地域への説明や理解を得る必要がある。</li> </ul>	市民部	創造浜松
6		区自治会 連合会	分割の有無	分割による課題出たと、当該地域市民への各地の検討が必要（三方原、都田など）	内定後で可	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.1に同じ。</li> <li>分割案となる場合は、地域への説明や理解を得ることが必要になる。</li> </ul>	市民部	市民クラブ
7		区自治会 連合会	地域拠点の確保	再編後の区連合会の拠点や事務局はどうするか？また、現行区の自治連の事務局機能はどうするか？	広域になる区域についてどのような組織体制等を考え、行政としてバックアップしていくのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧区単位の自治会連合会の事務局（組織）は、これまでどおり区役所等に維持していく。</li> </ul>	市民部	自民党
8		区自治会 連合会	コミュニティの維持	現在の7区単位の活動範囲を複合化して拡大すると、大合併後に築き上げてきた地域性の共通項がなくなり、郷土意識や地域自治が瓦解するのではないか。	7区のコミュニティーはなくなり、地域福祉も地域防災体制も地域特性が確保できなくなるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会と市は独立した関係であり、自治会組織のことは自治会が決定していくが、市自治会連合会の意向は、現行7区の自治会連合会組織の枠組みを継続することである。</li> <li>7つの自治会連合会が活動範囲を複合化するとは聞いていない。</li> </ul>	市民部	共産党

## ④地域づくり

## 行財政改革・大都市制度調査特別委員会 8月12日の協議に向けての質問事項

## 【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
9		地区自治 会連合会	組織 コミュニティ の維持 現行課題への 対応	地区自治会連合会や地区各種団体の補助及び連携することで、地域コミュニティの維持及び推進を図る必要がある。区再編後は、地区自治会連合会活動への支援は、どう変わるのか？継続または充実されるのか。コミュニティ担当職員をはじめ、協働センター機能の強化について、どう考えているか？	再編後に区自治連合会が広域化していくと、現行の地区自治連合会の存在が、より重要になると思われる。地区連合会の活動は、市民(町民)が馴染みやすく、老若男女が地区の活動やそれぞれの組織への参加が多く活発になるため	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会と市は独立した関係であり、自治会組織のことは自治会が決定していくが、市自治会連合会の意向は、現行7区の自治会連合会組織の枠組みを継続することである。</li> <li>区自治会連合会が広域化するとは聞いていない。</li> <li>地区自治会連合会の活動に対する支援は、これまでどおり協働センターが中心となって行っていく。</li> </ul>	市民部	自民党
10		地区自治 会連合会	組織 コミュニティ の維持 現行課題への 対応	地区自治会連合会を構成する各自治会が抱える地域課題認識とその解消、今後に向けた提案、提言を反映する仕組みを充実する必要があるが、協働センターの充実により改善されるか？	人口減少、過疎化、少子化、超高齢化社会を背景とする多様な課題があるが、最小単位の自治会住民の声が届いていない。自治会間の連携、連絡を一層強化することが、連合会が担う役割と言える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働センターのコミュニティ担当職員については1名の増員を行うことで、コミュニティ支援に力を入れていく。</li> <li>7/29の別紙1-1で示したとおり、コミュニティ担当職員が自治会等地域団体の声を拾い上げ、行政施策に反映する。</li> </ul>	市民部	自民党
11		地区自治 会連合会 単位自治 会	市からの依頼 業務	単位自治会や地区連は、各所管からの業務依頼等についてすべてを担う反面、相談依頼や地域要望などについては各所管の窓口で対応している状況である。その負担を軽減するために、すべての所管に対応が出来るよう、自治会との窓口機能を、協働センターのコミュ担が担うか、行政センターに設置できないか？また、地区自治会連合会や単位自治会への依頼業務の軽減に向けた取組や活動補助のあり方の再検討を再編とあわせて、実施できないか？	市からの依頼業務等で地区自治会連合会や単位自治会役員の負担が大きく、定年延長も重なり、役員の高齢化や後継者不足の状態が続いている。市依頼業務の軽減に向けた取組が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、自治会の窓口機能は協働センターのコミュニティ担当職員が担っており、区役所には自治会担当となるコミュニティ担当職員も配置している。</li> <li>再編後は協働センターのコミュニティ担当職員を増員し支援を拡充するとともに、行政センターの自治会担当の機能も維持していく。</li> </ul>	市民部	自民党

## ④地域づくり

## 行財政改革・大都市制度調査特別委員会 8月12日の協議に向けての質問事項

## 【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
12		地区自治 会連合会	地域拠点の確 保	再編後に、地区自治会連合会の活動拠点 や事務局などに変更があるか？また、現 在、活動拠点や事務局が確保されてい ない地区自治会連合会はあるか？		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区単独の会館、単位自治会の会館、協働センターなどを活動拠点として活用しており、それぞれの地区自治会連合会で工夫していると思われる。</li> <li>・区再編後も地区自治会連合会の分断はないため影響ない。</li> </ul>	市民部	自民党
13		地区自治 会連合会	コミュニティ の維持	天竜区の天竜地区は、(旧市町村単位 の)地区自治連の中に現在の小学校単位 の自治会連合会が歴史的に組織されて、 特性ある地域自治の要の力を発揮してい る。この評価は。	市からの依頼業務、地域拠点、コ ミュニティ維持、地域福祉、地域防 災体制、伝統文化の継承、世代継承 にすべて連動する。小さいからこそ 温かいコミュニティづくりをすべき だ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会は協働の最大のパートナーとして、地域自治やコミュニティの活性に大きな役割を果たしている。</li> </ul>	市民部	共産党
14		地区自治 会連合会	地域福祉の存 続	地区社会福祉協議会や民生委員の地域福 祉の存続は。		地区社会福祉協議会については、再編 後も圏域は変わらない。民生委員・児 童委員の地区割りについては、53地区 は変わらないが、現在の区単位の協議 会については、今後、民生委員・児童 委員協議会と、再編案内定後に検討し ていく。	健康福祉 部	共産党
15		単位自治 会	組織(構成、 数) 世代間の継承 現行課題につ いて	単位自治会の面積、構成世帯など、自治 会組織の機能・体制について検証・分析 し、役員を選任や業務量の見直し、自治 会の再編、事務局機能の補強などが必要 である。また、シニアクラブや子ども 会・防災隊など自治会加入率の減少は、 地域運営を脆弱にする大きな課題であ る。区再編に伴い、地域運営組織のあり 方について、区役所、行政センター、協 働センターがどう関わるのか、市とし ての考えはあるか？	社会構造の変化により、定年延長な ど雇用環境は今までにない形態と なっている。自治会役員を選任する 際大変苦慮し、その場しのぎの対応 にもなっている。自治会には様々な 依頼業務もあるが、自治会機能その ものの継承が厳しい状況にもある。 地域の歴史や文化の違いもあるた め、完全な統合には課題があるが、 自治会機能だけでも統合する必要が あると思われる地区がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会と市は独立した関係であり、自治会組織のことは自治会が決定していくが、自治会から組織運営などの相談があれば、これまでどおりコミュニティ担当職員が中心となって支援していく。</li> </ul>	市民部	自民党

## ④地域づくり

## 行財政改革・大都市制度調査特別委員会 8月12日の協議に向けての質問事項

## 【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
16		単位自治会	組織	区が再編複合化して人口規模が拡大すると、単位自治会の規模適正化と称して、小さな単位自治会の統廃合が強力に推進されるのではないかと。	市からの依頼業務、地域拠点、コミュニティ維持、地域福祉、地域防災体制、伝統文化の継承、世代継承にすべて連動する。小さいからこそ温かいコミュニティづくりをすべきだ	・自治会と市は独立した関係であり、自治会組織のことは自治会が決定していく。 ・市が自治会組織を統廃合することはない。	市民部	共産党
17		単位自治会	市からの依頼業務	・単位自治会の負担がある。負担を減らす取組は何かがあるか。		・これまでも自治会の声を伺いながら負担軽減に努めてきており、区再編に関わらず地域の状況等を勘案しながら対応していく。	市民部	公明党
18		単位自治会	地域防災体制	・地域防災体制の自主防災隊の存在価値がどうか。消防団に集約すればよい。		大規模災害時には、「自助」・「共助」・「公助」の視点から役割を実行していくことが重要となるが、消防団は非常勤の公務員として「公助」を、自主防災隊は自治会との関係性から、より地域に根差した団体として「共助」を担う団体と捉えている。	危機管理監	公明党
19		単位自治会	メリットの増 現行課題への 対策	・市からの依頼業務や担い手不足等、現行課題がある中で、区の再編により具体的な対策がなされるか。また、それに伴うメリットの増が生まれるものか。		・No.17に同じ。	市民部	公明党
20		単位自治会	コミュニティの維持／地域福祉の存続／地域防災体制の確保／伝統文化等の継承／世代間の継承／メリットの増／現行課題への対応	維持よりもコミ担増強で強化される認識で良いか？	説明は内定後で可	・No.10に同じ。	市民部	市民クラブ

④地域づくり

行財政改革・大都市制度調査特別委員会 8月12日の協議に向けての質問事項

【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
21		青少年健全育成活動	組織／分割の有無／市からの依頼業務／地域拠点の確保／コミュニティの維持／地域福祉の存続	たたき台6案のうち、No.10については学区分断により影響はないか？(No.26と同じ)		青少年健全育成会は中学校区単位での活動となるため、現在も一つの中学校区で二つの区にまたがっている育成会はあり、運営については工夫して行っているが、同じ区であるほうが望ましい。	こども家庭部	市民クラブ
22		青少年健全育成活動	現行の課題への対応	会のあり方は、再編に関わらず改善が必要		健全育成会役員は自治会役員を兼務していることが多く、また、事務局業務を地域の学校が担っているため、健全育成会に関する事務の負担軽減を図るよう、区再編に関わらず見直しを検討する。	こども家庭部	市民クラブ
23		青少年健全育成活動	①組織 ②分割の有無	①小学校区と中学校区の活動連携について ②中学校校区で活動が可能になるようにする事について	①小学校区と中学校区では地区自治会や単位自治会によっては学区が地区をまたがる校区もある。小中学校区の連携を図れるよう広域連携など組織の在り方や見直しも必要である。市の考えを伺う。 ②具体的には、双葉小学校の様に2つの中学校で構成するところなどは江西中学校に統一する事や、また砂山町の児童などについても裁量に応じた改編をするなどの意見もある。	双葉小のように住所地によって進学先が二つの中学校に分かれる場合は、二つの中学校区の健全育成会に属して活動している。 今後、各地区の健全育成会の実情に合わせた活動となるように学校や地域の意見を聞き、組織や連携などについて、区再編に関わらず検討していく。	こども家庭部	自民党
24		青少年健全育成活動	地域拠点の確保	48中学校区を単位とした活動だが、区単位の活動の現状と、再編した場合の活動はどうか。	青少年育成センターに組織集約された活動で、7区ごとに地域特性のある青少年健全育成環境に的確に対処できていないのではないかと。	区単位での活動は無く、活動の実施主体である各育成会が、地域の特性や保護者の要望などを反映した活動を行っている。	こども家庭部	共産党

## ④地域づくり

## 行財政改革・大都市制度調査特別委員会 8月12日の協議に向けての質問事項

## 【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
25		コミュニティ・スクール	組織	7区別の実施校数は。実施校では地域特性に応じた組織づくりはどうなっているのか。組織は小学校区あるいは中学校区の単位でよいか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）は、地域住民や保護者等が各校の実情に応じた運営や、運営に必要な支援について協議するもので、地域に開かれた教育課程の実現や学校運営の改善を目的としている。</li> <li>・令和3年度の学校運営協議会設置校数は、市全体で76校、内訳は中区20校、東区6校、西区7校、南区4校、北区18校、浜北区12校、天竜区9校であるが、令和6年度には全校において設置する予定。</li> <li>・学校運営協議会は、学校ごとに設置しているが、西区庄内学園、北区引佐北部小中学校、天竜区水窪小学校・水窪中学校は合同で学校運営協議会を設置している。</li> </ul>	学校教育部	共産党
26		コミュニティ・スクール	組織／分割の有無／市からの依頼業務／地域拠点の確保／コミュニティの維持／地域福祉の存続	たたき台6案のうち、No.10については学区分断により影響はないか？（No.21と同じ）		学校運営協議会は、学校ごとに設置するものであるが、地域住民等で構成するため、同じ区であるほうが望ましい。	学校教育部	市民クラブ
27		過疎化	分割の有無	<p>過疎地域自立促進・中山間地域振興について、予算投下されるエリアが区再編によって分断された場合のメリット・デメリットについて。</p> <p>反対に分断されなかった場合のメリット・デメリットについて。</p>	<p>山里いきいき応援隊事業や中山間地域まちづくり事業など、天竜区以外の地域でも活動が行われている過疎地域自立促進に関わる事業を一つの区で行うべきだと考えるがどうか。区のコミュニティ担当との連携についても同様である。</p> <p>同種の事業が一つの区で完結することで、行政効率の向上は図られると考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域については、現在も天竜区と北区にまたがっており、本庁部局が施策をグリップし、区と連携して取り組んでいる。</li> <li>・区再編に関わらず引き続き本庁で統括して対応していく。</li> </ul>	市民部	創造浜松

## ④地域づくり

## 行財政改革・大都市制度調査特別委員会 8月12日の協議に向けての質問事項

## 【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
28		過疎化 超高齢化	現行課題への 対応	区再編により、民生委員・児童委員活動の区単位での協議会組織運営はどうなるか。	民生委員・児童委員は、なり手不足が課題であり、民生委員の平均年齢も益々高くなっている。地域の独居老人の見守りだけでも一人当たり30～40軒(人)担当、数年に一度の調査の際には一人あたり200軒以上を複数回訪問となっている。	民生委員・児童委員協議会と、再編案内定後に検討していく。	健康福祉部	自民党
29		過疎化 超高齢化 まちづくり	メリットの増 現行課題への 対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ、地域福祉、地域防災、伝統文化、世代間の継承、何がメリットの増、現行課題への対応は何か。具体的に資料提供。</li> <li>・移住政策での改革が大事である。</li> <li>・デジタルで解消する内容の資料提示必要。</li> <li>・地域住民で何かできるか。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働センターにおけるコミュニティ支援機能を強化し、地域に即した対応を行う。</li> <li>・移住政策について、現在、本庁に全庁的な移住相談窓口を担う「浜松移住センター」を設置し、都市部と中山間部各々を担当する「移住コーディネーター」を配置して取組を進めている。再編後もこうした取組を継続する。</li> <li>・デジタルで解消する内容について、市民の利便性向上、自治体運営における生産性向上の観点から、検討を進める。再編に伴う個別事業については、再編案内定後に具体的に検討。</li> <li>・協働センターを地域活動の拠点として、自治会を始めとした地域の様々な団体と連携しながら、市民協働による地域づくりを進めていくことが重要になると考える。</li> </ul>	区再編推進事業本部 各所管部	公明党
30		過疎化	現行課題への 対応	過疎化は、天竜区と引佐町北部地域に特徴的な重大問題だ。地域特性が際立ち、さらに進む過疎化への対策は、大都市政策と分離・特化した総合的地域政策が不可欠だが。	都市と農山村(中山間地域)の対立は、競争優先経済に起因し、生活者共存経済が壊され続けている。行政区再編は過疎化を克服する契機になるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎の問題は全市を俯瞰で捉えつつ個別課題に対応していくことが必要と考えている。</li> <li>・区再編に関わらず引き続き本庁で統括して対応していく。</li> </ul>	市民部	共産党

## ④地域づくり

## 行財政改革・大都市制度調査特別委員会 8月12日の協議に向けての質問事項

## 【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
31		超高齢化	メリットの増	超高齢化の先進地域は天竜区など北部地域だが、ますます身近できめ細かな温かい行政サービスが不可欠だ。再編によって、その存続・充実は実現できるか。		・区再編後も現行の行政拠点で同等のサービスを提供する。	市民部	共産党
32		超高齢化	世代間の継承 現行課題への 対応	区再編を行うについて超高齢化の観点から、人口の年齢分布・将来人口の推移を考慮する必要があると考えるがどうか。	政令市以降から現在までで、現在想定している区の再編案での将来人口推計及び人口の年齢分布について示されてはどうか。その際、天竜区単独の場合の当該区の将来ビジョンをどう考えるか。 今回の区の再編を何年後の社会を想定して行うのか。「1ダースの未来」に向けての社会づくりができる再編とすべきである。	・再編後の区割や数に関わらず、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口の減少による労働力の低下、地域コミュニティ組織の担い手や住民の生活を支えるサービスの担い手不足、インフラ老朽化に伴う維持管理・更新経費の増大等、様々な課題に市全体で対処しなければならない。 ・こうした課題や激変する社会経済状況に対応し、将来にわたり持続可能な行財政運営を行うために、区の再編により市の裁量で臨機応変にサービス提供体制や職員配置を最適化できるしくみを構築することを提案している。	区再編推進事業本部 企画調整部	創造浜松
33		まちづくり	地域拠点の確保 コミュニティの維持	区役所のある地域は協働センターの機能を有していない場合がある。コミュニティ担当職員を含めた協働センター機能をどのように考えるか。そうした地域へのコミュニティ担当の配置をどのように考えるのか。		・協働センターにおける地域づくりの連携は、区再編後、益々重要視される。 ・各区役所、行政センター、支所、協働センターには全てコミュニティ担当職員を配置することとしており、これら組織間の連携によって強化していく。	市民部	自民党
34		まちづくり	地域拠点の確保 コミュニティの維持	協働センターは地域により、体育館が無い、会議室が無いなど差があるが、区再編とともに改善していくのか。		・区の再編はサービスの低下を招かないことが前提条件であり、現状の施設をそのまま有効活用していく。 ・施設の新設、統廃合については、区再編後の状況を勘案しながら検討していく。	市民部	自民党

## ④地域づくり

## 行財政改革・大都市制度調査特別委員会 8月12日の協議に向けての質問事項

## 【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
35		まちづくり	地域拠点の確保 コミュニティの維持	天竜区、浜北区、引佐3町における北区は、旧市町村の求心力の象徴であったと考える。求心力は地域づくりにとって、活力の源泉となる。区役所が残らない地域にとって、求心力の中心はどこになると考えるか。			市民部	自民党
36		まちづくり	地域拠点の確保 コミュニティの維持 地域福祉の存続・地域防災体制の確保・伝統文化の継承	・地域の特色をどう維持させながら区内での平等性を確保するのか。また、地域課題は地区によって違うが個々の対処方法を良しとするのか。	・広域で12市町村合併によりつくられた浜松では都市内分権が必要である ・区が大きくなると平等性を確保しようとするほど特色はなくなり、人口が多い地区に寄っていくことが見受けられるため。	・市政運営においては、12市町村合併を経てひとつの基礎自治体となった成り立ちを踏まえ、中山間地域の振興を始め、地域特性に応じた様々な施策を実施してきており、再編後においても、こうした観点から施策を講じていく。 ・協働センターにおけるコミュニティ支援機能を強化し、地域に即した対応を行う。	区再編推進事業本部 各所管部	自民党
37		まちづくり	現行課題への対応	区再編により強化されるとしている協働センターとコミュニティ担当はどう変わるか？自治会や各種地域団体への支援、協力に変化はあるのか？どのように強化していくのか？	コミュニティ担当の人数が増えるが、業務内容、地域との関わり方を明確にし強化しなければ人員増の効果が無い。	・No.10に同じ。 ・コミュニティ担当職員会議による優良事例の共有化や職員研修を通じて、コミュニティ担当業務を充実させていく。	市民部	自民党
38		まちづくり	分割の有無／コミュニティの維持／地域福祉の存続	三方原・新都田などの新区割り地域のまちづくりの具体策は、施行までに要実施		・三方原、都田、新都田地域では、市民が任意で浜松北地域まちづくり協議会を組織し、まちづくりを進めている。	市民部	市民クラブ

## ④地域づくり

## 行財政改革・大都市制度調査特別委員会 8月12日の協議に向けての質問事項

## 【取りまとめ結果】

No.	資料名	認定項目 (中項目)	認定を判断 する項目	内容	理由 (内容だけで判断できる場合は記載不要)	回答	所管	会派
39		まちづくり	現行課題への 対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧市町単位、各区に存在した団体や組織（商工会、観光協会、食品衛生協会、文化協会、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会）への対応は継続されるか。</li> <li>また浜北副都心にぎわいづくり協議会（まちづくりのための任意団体）への支援はどうなるのか？</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>再編後も、現在、各団体や組織の窓口となっている各所管部において、引き続き対応する。</li> <li>浜北副都心にぎわいづくり協議会規約において「協議会事務局を浜北区役所に置く」こととしており、事務局の立場で協議会主催事業の進行管理等の支援をしている。この支援は、区再編後も区役所または行政センターにおいて引き続き実施していくため、再編による影響は生じないものと考えている。</li> </ul>	区再編推進事業本部 各所管部	自民党
40		まちづくり	伝統文化等の 継承 現行課題への 対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>区単位で行われていた固有事業への支援はどうなるのか（姫様道中、引佐人形劇まつり、飛竜まつり、万葉まつり、産業祭など）</li> <li>これまで継承してきた地域ならではの文化継承に、変わらぬ支援があるか。</li> <li>区の予算である地域力向上事業、区課題解決事業、区民活動・文化振興事業のあり方はどうなるのか。</li> <li>地域力向上事業、区課題解決事業、区民活動・文化振興事業の所管はどこになり、行政センター、区役所のかかわり方はどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域を誇りに思い、地域に暮らす当事者として、地域に主体的に関わるシビックプライドを醸成することが大切。</li> <li>住みよい地域社会を実現するため区の特性や課題を解決するための助成金であるが、市民主体のまちづくりへの支援体制をどうしていくか。使い勝手の良い支援・助成制度を検討すべき。</li> <li>地域課題には、早急に解消すべき課題もあるが、課題ではなく命題として、新たに発展的に取り組む内容もある。まちづくりには大切な視点と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固有事業、地域力向上事業は区役所で所管している。</li> <li>区役所が行政センターになってもこれまでと変わらず地域の声を聴いて区役所と同等のサービスを提供していく。</li> <li>区再編後は7/29の別紙1-2で示したとおりの流れで意思決定していく。</li> <li>詳細は、区割り案の絞り込みに合わせ、具体的な内容を整理していく。</li> </ul>	市民部	自民党